

希望がかなう子育て支援と 子どもの成長を支える環境整備

三重県戦略企画部
三重県健康福祉部子ども・家庭局

目次

1. 趣旨	．．．	1
2. 県の少子化対策の取組経過	．．．	2
3. 「みえ子どもスマイルプラン」の概要	．．．	3
4. 総合目標の達成状況	．．．	4
5. 論点	．．．	5
6. 男性の育児参画の推進	．．．	6
7. 保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援	．．．	10
8. 子どもの貧困対策	．．．	12
9. 社会的養護の推進	．．．	14

1. 趣旨

三重県では、平成27年3月に策定した「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」をベースに、「結婚・妊娠、子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことができる三重」をめざし、数値目標を設定し、少子化対策に取り組んでいるところです。

県の取組は一定進展しているものの、目標の達成に向けて厳しい状況が続いており、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」も目標を下回っていることから、平成30年度は、これまでの取組の改善などを進め、着実に成果につなげていく必要があります。

県では、国に先駆けて県政の重点テーマに少子化対策を掲げ、特に注力して取り組んできましたが、県民の皆さんにその成果をしっかりと届け、地域社会の中で子どもが元気に育っていると実感してもらうために、県として今後どのように取り組んでいくべきか、ご意見をいただきたいと考えています。

2. 県の少子化対策の取組経過

平成23年4月	三重県子ども条例施行
平成24年4月	「こども局」を「子ども・家庭局」に改組
(平成25年3月	内閣府少子化危機突破タスクフォース委員に知事が就任)
平成25年7月	庁内に少子化対策総合推進本部を設置(本部長:知事) (現在はみえ子どもスマイルプラン推進本部)
平成26年4月	「少子化対策課」を設置
平成26年7月	官民の三重県少子化対策推進県民会議(議長:知事)を設置
平成27年3月	みえ子どもスマイルプラン(平成27~31年度)策定 健やか親子いきいきプランみえ(平成27~36年度)策定 三重県家庭的養護推進計画(平成27~41年度)策定
平成28年3月	三重県子どもの貧困対策計画(平成28~31年度)策定
平成28年4月	「みえのイクボス同盟」発足
平成29年3月	みえ家庭教育応援プラン策定

3. 「みえ子どもスマイルプラン」の概要

- めざすべき社会像（おおむね10年後）

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことができる三重」をめざす

- 計画期間

平成27年度から平成31年度



- 総合目標

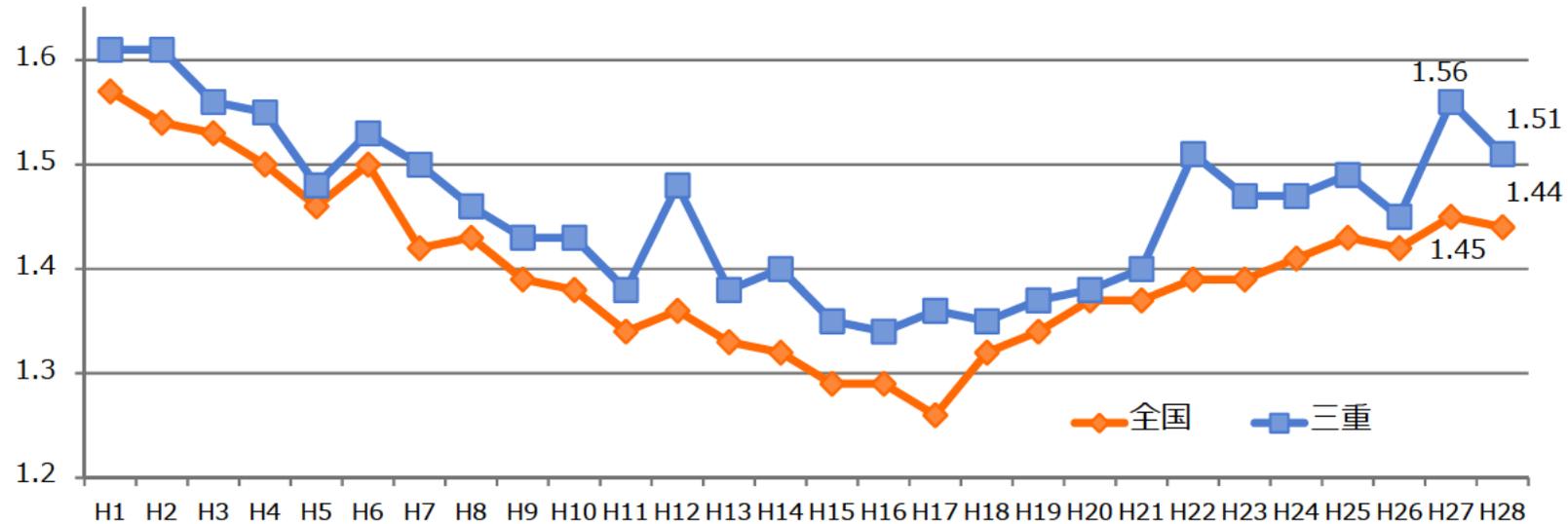
- ・県の合計特殊出生率をおおむね10年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準である1.8台に引き上げる
- ・「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（平成25年度 56%）を、平成36年度に67%まで引き上げる

- その他

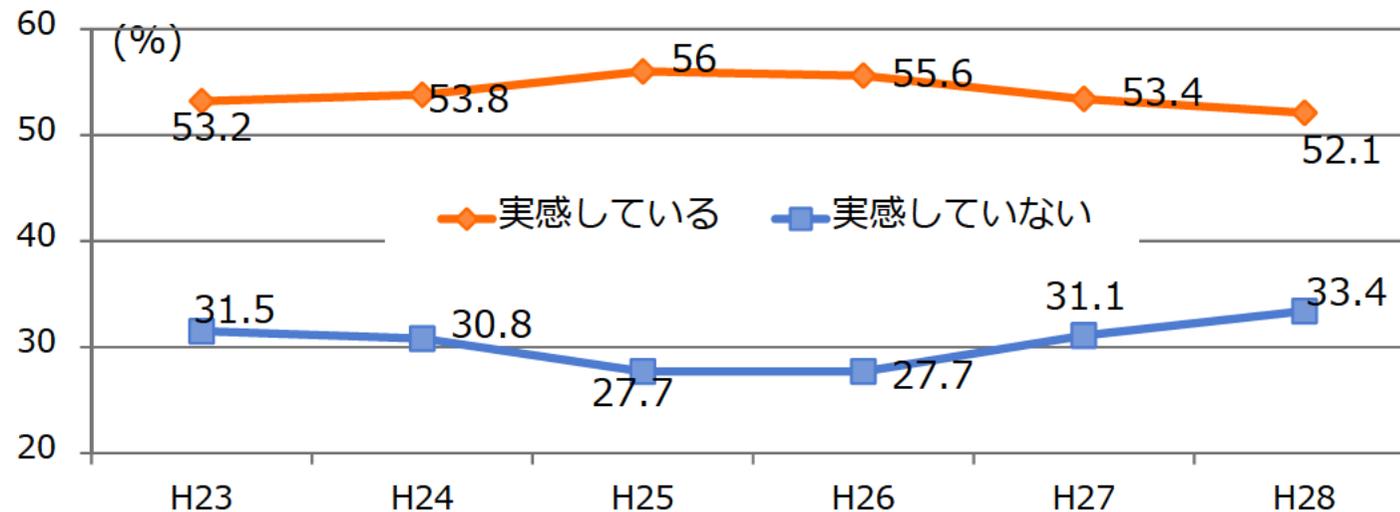
プランは、少子化対策計画、次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業支援計画、ひとり親家庭等自立促進計画を一体化

4. 総合目標の達成状況

● 県の合計特殊出生率



● 「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」 (みえ県民意識調査より)



5. 論点

県では、これまでも少子化対策に重点的に取り組んできましたが、数値目標の達成状況を踏まえ、特に「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」に関連の深い取組である

①男性の育児参画の推進

②保育・放課後児童対策などの子育て家庭の支援

③子どもの貧困対策

④社会的養護の推進

について、ご意見をいただきたいと考えています。

- ・上記の取組について、県として今後、どのようなことに注力すべきか、また、どのような取組が有効か
- ・たとえば、民間主導で新たな取組が活発化するなどの動きがある中で、民間とのさらなる連携が必要と考えるが、民間の活力やノウハウを生かすため、県としてどう取り組むべきか、また、県はどのような役割を果たすべきか

6. 男性の育児参画の推進

- 主な取組内容
 - ・普及啓発
 - ・情報提供
 - ・企業等への働きかけ



- 課題

みえの育児男子プロジェクトとして、男性の育児参画の推進に係る普及啓発や官民が連携したイクボス同盟の創設、イクボス養成講座等の実施。

夫の家事・育児参加時間が長いと、第二子以降の出生割合が増えるという調査結果があることから、第二子以降の出生率が高まるよう、企業におけるイクボス等の取組のほか、これまで以上に男性の育児参画が促進される環境整備が必要。



第1回イクボス充実度アンケート調査

三重県が第1位！！

平成29年度NPO法人ファザーリングジャパン調査

● 出生に関連する調査結果

夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生の状況



(出典：第12回 21世紀成年者縦断調査：厚生労働省)

出生順位別の増減

	H 2 7	H 2 8	増減 (率)
(三重県出生数)	第1子	6,265人	6,143人 △122人 (△1.9%)
	第2子	5,317人	4,925人 △392人 (△7.4%)
	第3子以降	2,368人	2,134人 △234人 (△9.9%)
	計	13,950人	13,202人 △748人 (△5.4%)

	H 2 7	H 2 8	増減 (率)
(全国出生数)	第1子	478,082人	459,750人 △18,332人 (△3.8%)
	第2子	363,225人	355,786人 △7,439人 (△2.0%)
	第3子以降	164,370人	161,443人 △2,927人 (△1.8%)
	計	1,005,677人	976,979人 △28,698人 (△2.9%)

(出典：人口動態調査、
厚生労働省)

●合計特殊出生率と関連するさまざまな指標

出生率が回復したフランスやイギリス、スウェーデンは、日本に比べ長時間労働者の割合が低く、夫の家事・育児時間が多くなっている

	日本	フランス	イギリス	スウェーデン	ドイツ	アメリカ
合計特殊出生率	1.43 (2013)	1.99 (2013)	1.83 (2013)	1.89 (2013)	1.41 (2013)	1.86 (2013)
女性の平均初婚年齢	29.3 (2013)	30.8 (2011)	-	33.0 (2011)	30.2 (2013)	25.8
第1子出生時の母親の 平均年齢	30.4 (2013)	28.6 (2006)	30.6 (2010)	29.0 (2011)	29.0 (2011)	25.1 (2005)
長時間労働者の割合 (週49時間以上) (2012年)	計 22.7% 男性31.6% 女性10.6%	計 11.6% 男性16.1% 女性 6.5%	計 12.0% 男性17.3% 女性 5.8%	計 7.6% 男性10.7% 女性 4.2%	計 11.2% 男性16.4% 女性 5.0%	計 16.4% 男性21.8% 女性10.2%
夫の家事・育児時間	1:07 (2011)	2:30 (2004)	2:46 (2004)	3:21 (2004)	3:00 (2004)	2:58 (2013)
家族関係社会支出の 対GDP比 (児童手当、保育サービスなど)	1.36% (2011)	2.85% (2011)	3.78% (2011)	3.46% (2011)	2.11% (2011)	0.72% (2011)

※内閣府HPから（「少子化社会対策大綱の具体化に向けた結婚・子育て支援の重点的取組に関する検討会（第1回）配布資料より抜粋）

●男性の育児参画の推進に向けた取組

「みえの育児男子親子キャンプ」



自然体験を通じて父子でじっくり向き合い、子育てに前向きになってもらうためのキャンプ

①H28.9.3～9.4
青川峡カブリングパーク

②H28.10.1～10.2
キャンプin海山

「父の日 もっとパパを楽しもう」

男性が子どもと関わるきっかけやヒントとなるような参加型のイベントを開催し、男性の育児参画の普及・啓発

(イベント内容例)

- ・父親の子育て団体による活動紹介と親子向け体験等
(参加団体) パパスマイル四日市 (絵本のよみきかせ)
ミエメン (父親のための家事のヒント)
チームせいせん (絵本の読み聞かせ)



(H29.6.18)



「知事とのサンキュー育休トーク」 (住友電装：四日市市)

平成28年度に厚生労働大臣が「子育てサポート企業」として「プラチナくるみん」に認定

男女ともに育児休業を取得できるよう、育児休業を一部有給化するなど、育児休業取得を推進するほか、時間外勤務の削減など「世界で一番働きがいのある、活力ある会社」をめざしている。



サンキュー育休トーク (H29.7.21)

民間企業等との連携など
男性の育児参画をさらに促進するためにはどう取り組むべきか？

7. 保育・放課後児童対策などの子育て 家庭の支援

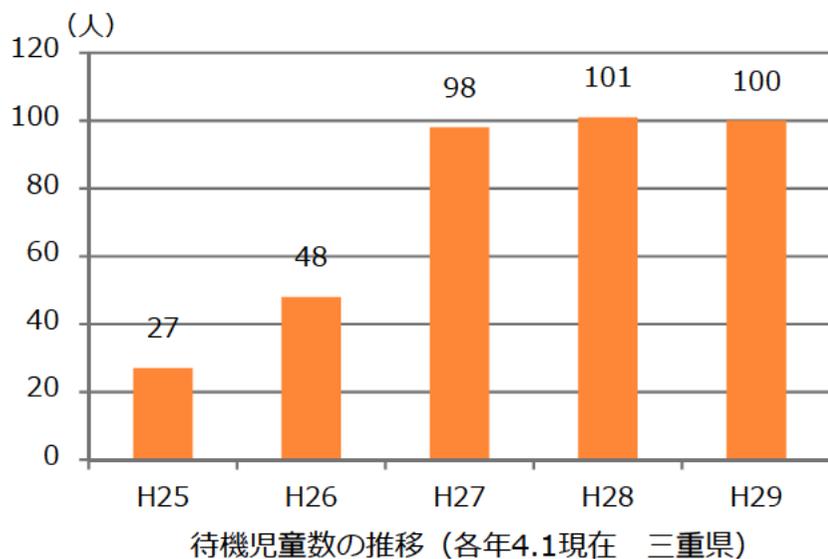
●主な取組内容

- ・保育士の確保と処遇改善
- ・放課後児童クラブ等の充実

●課題

県内の待機児童の発生要因は、主に保育士不足にあり、これまで指定保育士養成施設の学生や潜在保育士に対する支援を行ってきたが、今後も保育士の確保が最大の課題。

放課後児童対策を推進するため、放課後児童クラブの整備や児童支援員の県認定資格研修等を実施。指導支援員の養成に努めることが重要。



保育所・認定こども園における人材確保の実施状況
(平成27年 三重県)

	男子	女子	合計(人)
在職保育士数 (平成27年4月1日現在)	199	7,237	7,436

	正規	非正規	合計(人)
27年度当初 採用予定保育士数	403	438	841
採用実績	360	323	683

●保育士確保に向けた取組事例

【県内】

潜在保育士の現場復帰支援

平成26年に「保育士就労意向調査」を実施し、約1,000人が「今すぐ就職したい」、「条件があれば就職したい」と回答。就職相談・支援等を通じて、潜在保育士の保育現場への復帰に対する不安を解消し、就職・再就職につなげる研修会を開催。



潜在保育士現場復帰支援研修会

新任保育士の就業継続支援

保育士の離職を防止し、就業継続支援を行うため、保育の基礎や技術の実践を通して学び、コミュニケーション能力を高め、新任保育士として同じ時期に保育所（園）へ入った仲間同士で悩みの共有や情報交換しながら、保育士としての喜びや意欲、実践力を高める。



新任保育士元気アップ研修会

【県外】

「男性保育士活躍推進プラン」 (千葉市の取組)

千葉市は平成29年1月、「男性保育士活躍推進プラン」を策定。プランの中では、(1) 男女の性別に関わらず同じ業務を行えるようにする、(2) 男性用のトイレや更衣室など環境面の整備を計画的に進める——などの目標を掲げている。

千葉市内の公立保育所に勤務する保育士の男女比は、女性650人(92.9%)に対し男性50人(7.1%)。今回のプラン策定により、男性保育士の労働環境改善のほか、父親の子育て参加の活発化や将来的な保育士応募者数の増加などの効果を見込む。

保育士確保に向け、県はどのように取組を進めるべきか？

8. 子どもの貧困対策

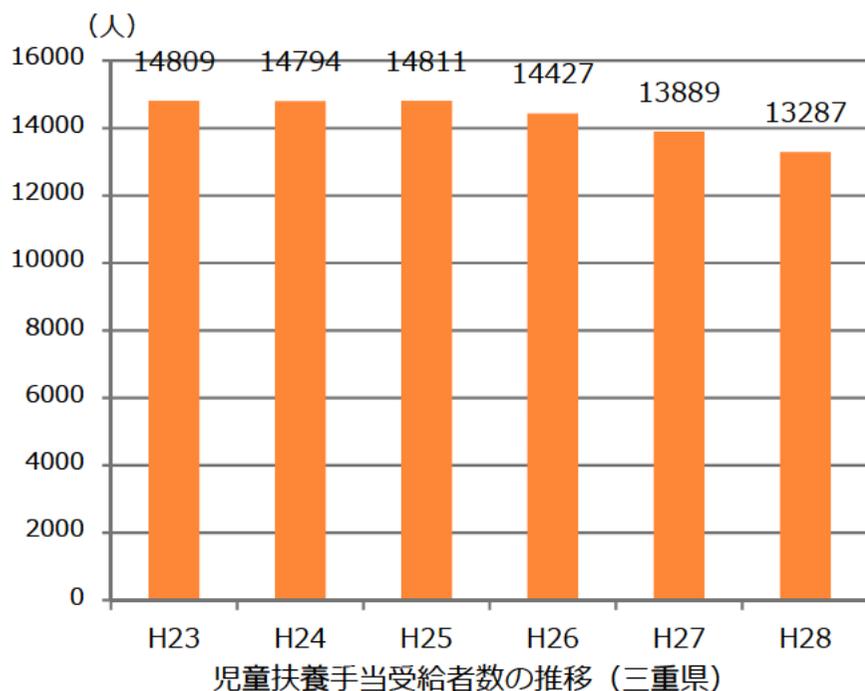
●主な取組内容

- ・学習支援
- ・ひとり親の就業支援
- ・生活相談、支援
- ・進学への支援

●課題

「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき市町の福祉および教育関係者等を対象とした講演会など、5つの支援を柱として取組を推進。

実態調査において、貧困の主な原因は、経済的な困難にとどまらず、複合的で多様な課題があることなどを把握。官民連携により個々の状況に応じた必要な支援につながる取組が必要不可欠。



貧困につながる要因の実態調査結果（三重県）

貧困につながる要因の別	件数	割合
①家計の不安定	35	100%
（うち、生活保護受給）	(16)	(46%)
②生活の負担（多忙など）	2	6%
③疾病・疾患等	16	46%
④家族の人間関係 （離婚・別居・死別・暴力・無関心 など）	28	80%
⑤孤立	10	29%
⑥貧困の連鎖	3	9%
⑦その他（不十分な日本語能力・若年出 産など）	8	27%

※複数の事象に該当する事例が多いため、合計は100%にならない。

●官民連携に向けた民間取組事例 【県内】

けいわっこカレー食堂プロジェクト実行委員会（敬和地区地域住民有志）による取組



すげいやんかトーク(H29.4.15)

実行委員会が、月1回土曜日に学校でカレー食堂を開催し、食事をするだけでなく、交流スペースで毎月異なるイベントを行う活動。

【県外】

子供宅食コンソーシアム（東京都）の取組

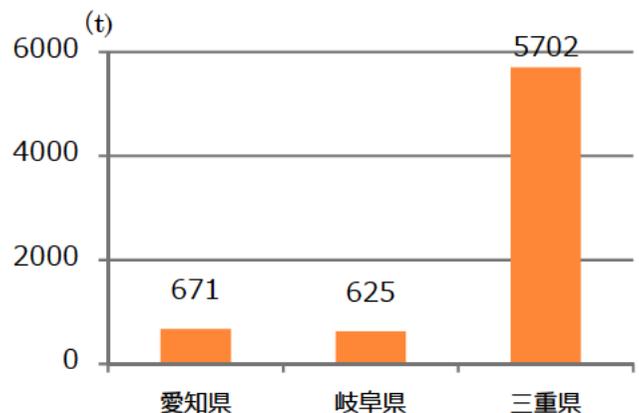
文京区と5つの非営利団体が共同で運営し、「児童扶養手当」「就学援助」の対象の世帯に、食品を届ける活動（こども宅食）。

- ①届ける食品は、企業からの寄付や、「食品ロス」になる前の食品を活用。
- ②自治体や企業と連携し、自宅に直接食品を届ける。
- ③「こども宅食」を入口に、子どもたちのための、新たなセーフティネットをつくる。

三重県社会福祉協議会 セカンドハーベスト名古屋との取組



寄附食料例



フードドライブ実績（H28 三重県社会福祉協議会）

緊急で食べ物の支援が必要な人が相談窓口を訪れた場合、相談員から依頼を受けた食品を対象者にセカンドハーベスト名古屋が届ける活動。

子どもの貧困対策に関する官民連携の推進に向け、県としてどう取り組むべきか？

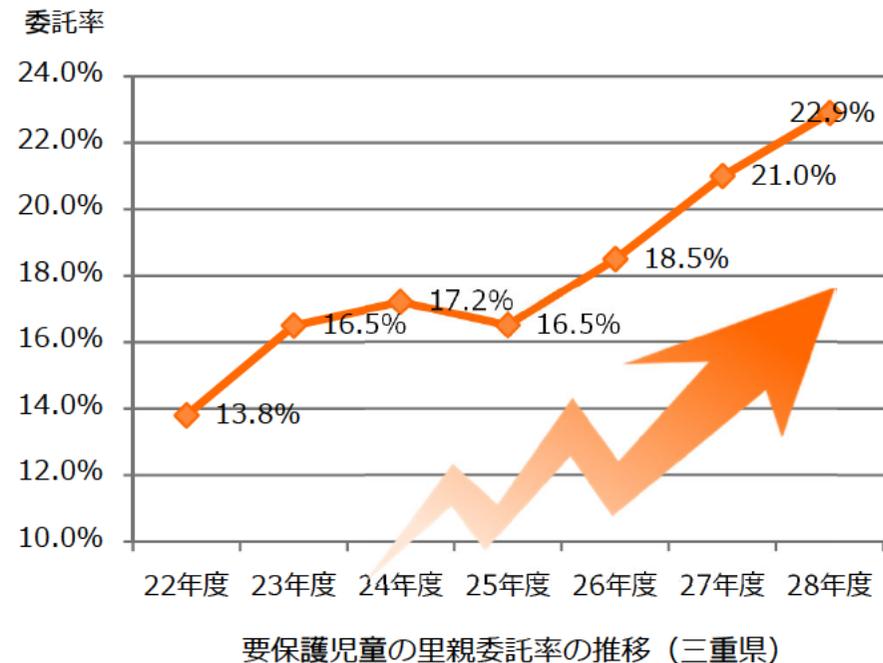
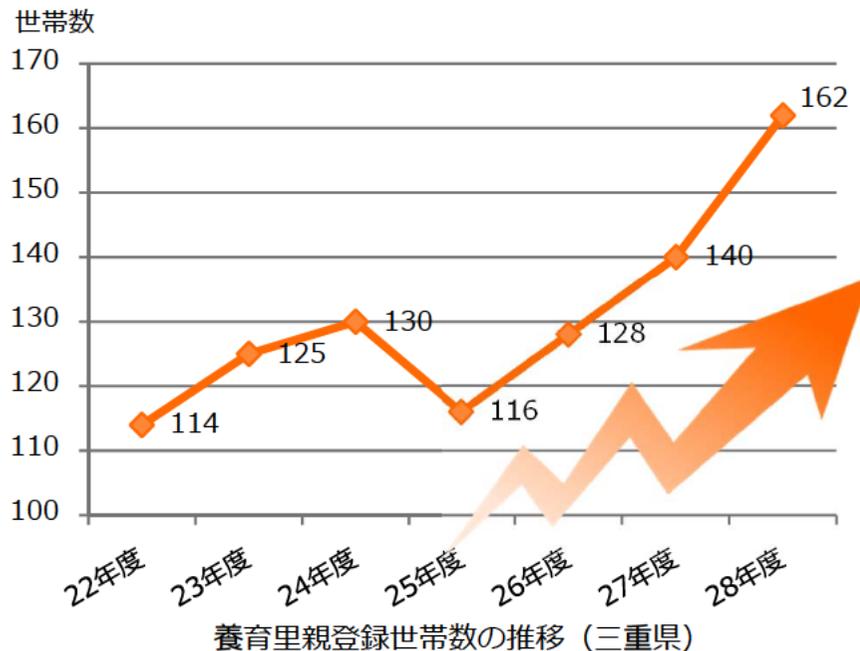
9. 社会的養護の推進

● 主な取組内容

- ・ 里親委託の推進
- ・ 里親の養育技術の向上

● 課題

平成26年度に策定した「三重県家庭的養護推進計画」に基づき、家庭養護の推進に向け、里親制度の周知、里親委託推進、里親に対する研修等を実施。今後は、これまでの取組に加え、児童養護施設退所後の自立支援等に注力して取り組んでいくことが必要。



● 「新しい社会的養育ビジョン」 (厚生労働省) の概要

- 厚生労働省の有識者検討会は平成29年8月2日、虐待を受けた子どもらを社会的に養育する仕組みと新たな数値目標を大筋で了承し、厚生労働大臣に報告書を手交。
- 平成28年の児童福祉法改正を受け、家庭に近い環境での養育を推進。市区町村の子ども家庭支援体制の構築をはじめ、児童相談所、里親制度、施設等の改革を提言。
- 「新しい社会的養育ビジョン」では、実の親と暮らせない子どものうち里親に育てられる割合を75%以上に引き上げることなどをめざす。平成27年度末時点で20%未満にとどまる里親委託率を、3歳未満はおおむね5年以内に、3歳から就学前までは同7年以内に75%以上に引き上げる目標を設定。就学後については10年以内をめどに50%以上増。
- 実の親が育てられない子どもを戸籍上養父母の実子とみなす「特別養子縁組」の成立件数は現在の倍の年1,000件以上に引き上げ。
- 家庭養育を推進するため、就学前の子どもについては原則として乳児院など施設への新規措置入所を停止。



平成29年7月31日朝日新聞夕刊

● 児童養護施設退所後の自立支援に向けて

児童養護施設 天理教三重互助園（伊勢市）

養護を要する児童に対し、社会人として自立した生活を送ることができるよう支援。



天理教三重互助園より提供

施設からの意見

- ・ 高校卒業（就職）により解除となったが、解除後も自宅のように帰ってきている。
- ・ 虐待を受けた子どもの心のケア、さまざまな障がいへの対応等、専門的な支援が必要であり、職員の資質向上が急務である。

【自立支援に向けた県の取組方向】

- 児童養護施設等から社会へ出た子どもは、早期離職・退学が多い現状にある。これは、支援者がいない、生活基盤が弱いなどの背景がある。
- 自立支援に向けては、退所後でも出身施設等とのつながりによる精神的な支援の継続が必要である。

（取組案）

児童養護施設等へのアドバイザーの派遣や相談員配置のための支援など



児童養護施設退所後の自立支援に向け、県はどのような役割を果たすべきか？